

大牟田市立病院経営改善支援業務委託事業者選定

質問回答書

	項目	質問	回答
質問 ①	委託金額の支払(請求)方法について	本業務に係る委託金額を令和8年度分と令和9年度分に分割のうえ、令和8年度分を令和9年4月に請求させていただくことは可能でしょうか。	委託金額の支払(請求)方法については、最優秀提案者の選定後、委託契約の協議の際に改めて確認を行う予定ですが、請負契約に係る既済部分について、部分払いをすることは可能です。
質問 ②	診療材料単価のベンチマークシステムについて	診療材料単価のベンチマークについて、貴院として何らかのベンチマークシステムを保有しておられますか。 また保有されている場合、当該システムから得られるデータを、本業務における分析の基礎資料の一部として活用させていただくことは可能でしょうか。	当院としては診療材料ベンチマークシステムを保有しておりません。本業務の受託者に選定された事業者に対しては、当院の購入診材のデータ(種類、数量、価格等)を提供することは可能です。
質問 ③	見積額に係る評価基準について	プロポーザル評価基準の「10 見積額及び内容」に「見積書は提案内容を踏まえた具体的な内容になっているか。(※後略)」と記載されていますが、「提案内容を踏まえた具体的な内容」についてより詳細にご教示いただきたく存じます。 仮に「業務の内訳ごとの金額明細」である場合、仕様書の「4 業務内容」の(1)～(5)の粒度でお示しすることで十分でしょうか。	あくまでも任意様式としておりますが、例えば、「業務受託費一式」といった包括的項目のみで構成された見積内容となると、他者との比較評価や適正価格の検討が困難となるため、「人工代」、「システム利用料」、「交通費」など、コンサル提案や実行支援を遂行するに必要となる項目を挙げ、適宜「数量」及び「単価」等を加えた見積内容であることが推奨されます。
質問 ④	見積額に係る評価基準について	プロポーザル評価基準の「10 見積額及び内容」に「(※前略)また、見積額は他者と比べて競争性が確保されているか。」と記載されていますが、見積額の競争性を評価される上での定量的な基準はございますか。 ある場合は当該基準をお示しいただきたく存じます。	ご承知のとおり、当該事業は単に見積額の大小により事業者を選定するのではなく、見積額その他、業務実績や遂行能力、委託項目に対する提案内容など、予め定めた10項目の評価基準により多角的な視点で事業者の選定を行うプロポーザル方式としております。 ただし、ご質問いただいた当該評価基準「10 見積額及び内容」については、質問3の回答にある視点を踏まえ、見積額の大小により評価される項目とご理解いただいております。 なお、見積内容や見積額等について、確認の連絡をさせていただくこともありますのでご了承ください。

<p>質問 ⑤</p>	<p>秘密の保持について</p>	<p>プロポーザル実施要領7(5)①「(※前略)この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更についての協議を含むことがある。」にしまして、仮に弊社を最優秀提案者にご選定いただけた場合、その後の委託契約の協議において、実施要領8(6)「秘密の保持」に係る残存期間が一定期間で終了する旨を「提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更」としてご相談させていただくことは可能でしょうか。現時点での見通しをご教示いただきたく存じます(具体的には委託契約の協議においての交渉事項であると理解はしております)。</p> <p>質問の意図としましては、現状秘密保持義務の終期が定め置かれていないことから、義務が永続的に継続することで弊社の管理上の負担が過大になるのではないかと懸念しております。また、義務が永続する場合、結局は義務の範囲が曖昧になりかえってこれを墨守することの阻害になるのではないかと懸念するところです。</p> <p>なお、弊社としましては、本業務完了(又は解除)後、法令又は社内規則に基づき保存が必要となる最低限度の情報/資料を除き、遅滞なく本業務のために頂戴した各種情報/資料について破棄し、本業務終了後の後日の情報漏洩が発生する可能性を可能な限り縮減いたします。</p>	<p>御社が選定された場合は必要な期間を継続したいと考えております。また、本業務完了時点で速やかにデータの破棄、消去、または返還をいただき、データ破棄証明書等を提出いただくことで秘密保持契約は終了するものと考えております。</p>
-----------------	------------------	---	---